

第 7 6 8 回
東京都青少年健全育成審議会
議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和 8 年 5 月 11 日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子	委員
渡瀬 昌彦	委員
石川 知春	委員
伊藤 廣幸	委員
加藤 美恵子	委員
関口 哲也	委員
うすい 浩一	委員
関口 健太郎	委員
早坂 義弘	委員
藤井 あきら	委員
柳川 雅彦	委員
稲澤 裕子	委員
菊池 太佑	委員
伊藤 貴行	委員
馬神 祥子	委員
岡本 香織	委員
浦島 真由美	委員

【事務局】

若年支援事業担当部長	村上 章
若年支援事業課長	南 友和

(午後 3 時 30 分開会)

○若年支援事業課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者は 0 人、傍聴人は 8 人、うちオンラインによる傍聴が 0 人となっております。それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援事業課長 それでは審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それではただいまから第 768 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。次第と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいと存じます。前回の審議会以降の 4 月 13 日から 5 月 10 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、1 誌を 8 条指定図書類とすることを決定いたしました。4 月 16 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、4 月 17 日に告示いたしました。また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を 130 回開催いたしました。

また、本日の諮問に先立ちまして、4 月 28 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聞き取り結果」と

してまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2 ページ及び3 ページをご覧ください。過去1 年間における条例の適用状況をお示ししております。2 ページには過去1 年間の8 条指定図書類の指定実績を、3 ページには過去1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。8 条指定図書類については、過去1 年間に指定6 回を受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告対象社はございません。

続きまして4 ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の4 月分の活動状況でございます。4 月までに委嘱しております協力員は689 名です。4 月の活動者数は7 名、調査店舗数は30 店舗でございました。確認する図書類は「8 条指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3 種類です。この3 種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。4 月におきましては、「8 条指定図書類」、「表示図書類」、「類似図書類」及び青少年への販売等を制限する制限掲示について、問題のある店舗はございませんでした。なお、8 条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

続きまして、5 ページは都の職員による独自の立ち入り調査等の実施状況を記載してございます。4 月分でございますが、問題のある店舗はございませんでした。

続きまして6 ページをご覧くださいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございますが、先月と変動はございません。自動販売機立ち入り調査については、4 月は実施しておりません。

7 ページには東京都青少年健全育成協力員による活動状況の令和 7 年度の累計を、8 ページには立入調査等の実施状況の令和 7 年度の累計を、9 ページには自動販売機届出状況等の令和 7 年度の累計を、それぞれ載せてございます。事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

それではご質問ございませんので、調査審議事項に移りたいと思います。本日は 8 条指定図書類についての諮問でございます。よろしく願いいたします。調査審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出お願いいたします

(傍聴人退出)

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。計 3 誌の 8 条指定図書類についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1208 号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和 8 年 3 月 24 日から令和 8 年 4 月 21 日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計 97 誌のうちから、9 ページ、10 ページに記載してございます、条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が、「ジュネットコミックス 474 ピアスシリーズ 685『今から推しを脅します』」、令和8年4月5日にジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定は1回でございます。

番号2が、「ジュネットコミックス 475 ピアスシリーズ 686『暴君 Sub は GoodBoy と呼ばれたい』」、令和8年4月5日にジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定は1回でございます。

番号3が、「Clair TLcomics『やさしい隣人に囚われて～愛執のフルラージュ』」、令和8年3月18日に株式会社彗星社より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、4月28日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページ、5ページにそれぞれ取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。当日は、13名の方が出席されました。番号1「ジュネットコミックス 474 ピアスシリーズ 685『今から推しを脅します』」でございます。自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が11名です。その主な内容は、下から3番目ですが、「非常に生々しい性行為描写がかなり多くのページを使って描かれており、著しく性的刺激を青少年に与えるため、指定該当やむなし。」などがございます。「指定非該当」の方は1名で、その内容は、一番下ですが、「内容は純愛ものかつ心の動きなどストーリーもあるため、問題ないと思う。描写については、若干、性描写が多いが修整もされており、ストーリー上に必要な行為とも言える。体液描写も多く、暴力描写も若干あるものの、加

虐性を喚起するほどのものではない。指定非該当。」でございます。保留の方は1名いらっしゃいました。

続きまして、4ページをご覧ください。番号2「ジュネットコミックス 475 ピアスシリーズ 686『暴君 Sub は GoodBoy と呼ばれたい』」でございます。自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が10名です。その主な内容は、上から5番目ですが、「白抜きの性器ではあるが、輪郭が分かり、一部性器の形状もうかがえる。とびきり性交シーンが多いわけではないが、調教的描写が多いので、卑わい感があり、人格否定的な要素も気になる。指定該当やむなし。」などでございます。「指定非該当」の方は3名で、その内容は、一番下ですが、明らかな、暴力、監禁、薬物といった犯罪性はなく、性行為描写や局部の表現はソフトな描写にとどめられており、ぼかし表現もなされているため、指定非該当。」などでございます。保留の方はいらっしゃいませんでした。

続きまして、5ページをご覧ください。番号3「Clair TLcomics『やさしい隣人に囚われて～愛執のフルラージュ』」でございます。自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が11名です。その主な内容は、上から4番目ですが、「人格否定の表現が多かったことと、物語が恋愛感情の描写ではなく、性行為を主目的に進行していくように感じたので、青少年へ悪影響を与えると考え、指定該当やむなしと判断。」などでございます。

「指定非該当」の方は2名で、その内容は下から2番目ですが、「内容的には性行為の強要など過激なものがあるが、犯罪行為につながるような暴力性はない。最終的にはバッドエンドにはなっていない。描写も体液が多いのが気になるが、歪んだ表現はなく、修整はしっかりされている。指定非該当。」などでございます。保留の方はいらっしゃいませんでした。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明についてのご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、特によろしければ、各自調査に入ってください。

(各自調査)

○会長 それではそろそろご意見を伺っていきたいと思いますが、本日の進行としましては、1人の委員の先生から3冊ご意見をそれぞれいただいてという形で、一巡で終わらせたいと思います。題名が非常に長いので、1番が「ジュネットコミックス 474 ピアスシリーズ 685『今から推しを脅します』」、2番が「ジュネットコミックス 475 ピアスシリーズ 686『暴君 Sub は GoodBoy と呼ばれたい』」、3番が「Clair TLcomics『やさしい隣人に囚われて～愛執のフルラージュ』」ということで、1番、2番、3番それぞれに指定該当か非該当かコメントという形で、一人ずつおっしゃっていただければと思います。まずはK委員からお願いいたします。

○K委員 まず1番ですけれども、性描写が大変多いということと、修整はされていますが白抜きで性器の形状がはっきりとわかってしまうということ、体液による描写も激しくて、指定該当でお願いいたします。2番に関しては、公共の場での性行為なども描かれておりますし、これも修整はしているものの性器の形状がわかるということで、指定該当でお願いいたします。3番につきましては、冒頭からはちょっと大人しめかと思ったのですが、どんどん話が進むにつれまして性的な描写が激しさを増していくという感じがいたしました。これも修整はしているものの、行為がはっきりわかります。擬音、体液描写も激しくて、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 岡本委員お願いします。

○岡本委員 1番ですけれども、修整はされているのですが性器の形がわかることと、描写が生々しいということですか、性的なシーンも多いので指定該当やむなしと考えます。2番目ですけれども、こちらも性的なシ

ーンが多いことと、あとは暴力的な行為ですとか相手を支配するような内容になっていまして、人格否定的な部分もありますので、こちらも指定該当やむなしというふうに考えます。3番目ですが、監禁ですとか画像を使用した脅迫などの形で支配していくという内容にもなっていて、青少年への影響が懸念されるというところもありますので、指定該当やむなしで考えます。以上です。

○会長 B委員お願いします。

○B委員 1番目と2番目に関しましては、性器に関しましては白抜きばかり等してはいますが形状がわかるようなものです。また全体として性行為の描写が多いということで、両方とも該当やむなしと考えています。3冊目に関しましては、前半はそれほどないのですが、後半は性行為描写が占めていますので、これに関しましては該当やむなしと考えています。以上です。

○会長 菊池委員お願いします。

○菊池委員 1つ目については、性交シーンも多く描写も生々しいため指定該当やむなしかと考えました。2つ目のものについては、修整はしているものの性器の形状がわかることや性描写も卑わい感があるということから指定該当かと思います。3つ目については、修整はしているものの性器の形状がわかることや、監禁や脅迫的な表現もあり、青少年に与える影響に配慮する必要があることから、こちらも指定該当かと思いました。以上です。

○会長 C委員お願いします。

○C委員 1作目は動画などで脅しながらの性行為のリアルな描写が大変多く、学校を使っの性交シーンなど好ましくない内容で、指定該当でお願いいたします。2作目ですが、2作目は鞭打ち・拘束など人格否定につながる場面があり、画像などを撮ることで精神的に支配している感もあり、指定該当でお願いいたします。3作目ですが、前半は大きな問題の箇所は

なかったものの、中ほどからは恐怖と隣り合わせで性交シーンも多く、これは洗脳して服従させるという様が指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 1 冊目は学校の教師と生徒という設定も問題になりかねない内容かと思います。全編として性器のぼかしも甘く指定該当やむなしだと思います。2 冊目についても、人格否定、拘束等もあり、全編性描写なので、こちらも指定該当やむなしだと思います。3 冊目は、これは性行為を目的とした監禁行為で、女性の人格を完全に否定しておりまして、これは指定該当でお願いします。以上です。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 1 番ですが、ぼかしはしているものの、ほぼ全編性交シーンで性器の形もわかるので、指定該当でお願いします。それから 2 番については、白抜きの性器ではあるのですが輪郭がわかって、一部性器の形状もうかがえますし、最初から最後まで無理やり犯されているというような印象が続きますので、指定該当でお願いします。3 冊目が、前半は大人しい展開でありましたが、中盤以降にかけまして性交描写が多い、また強制性もありますので、指定該当ということでお願いします。

○会長 馬神委員お願いします。

○馬神委員 1 冊目は性行為が多く、擬音や体液描写も激しいところがございます。性器の修整も甘いと考え、指定該当とお願いします。2 冊目は性器の形が分かるなど修整が甘いところ、それから支配・非支配を前提とした性行為、そういったことが青少年への影響を考えると、やはり指定該当にふさわしいと思います。3 冊目ですが、これも描写に関してはやはり修整が甘く性器の形が見えるというところ、それからやはり騙して脅迫して服従させていくという過程が人格否定と考えられると思います。青少年への影響を考えると指定該当になると思います。以上です。

○会長 伊藤貴行委員、お願いします。

○伊藤貴行委員 私もまず1番目ですけれども、性描写が多く描写も生々しいので、指定該当でお願いします。あと2番目につきましても、性行為、性描写が多いということと、あと暴力的な場面も多いので、こちらも反人格的なところがあると思いますので、指定該当でお願いします。あと3冊目につきましても、最初騙して、それから監禁のようなことをして嫌がっている相手に性行為を行うということで反人格的だと思いますので、こちらも指定でお願いします。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 1、2、3ともに指定非該当でお願いいたします。まず1番目と2番目に関してですが、ともにボーイズラブ、BLでありまして、ともにストーリー性があると考えています。条例でいうところの青少年の残虐性を助長するとは思えないというところであります。性器のぼかしに関しても配慮が見られるということで、非該当で考えています。3番目に関しては、暴力性であったり過激性というものは、そこまでないのかなと思います。こちらも修整には配慮が見られておりますので、指定非該当でお願いいたします。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 まず1番目。コミカルな作風ですが、性器の形状がわかってしまうようなボカシが少なからずあり、青少年対象としてはふさわしくないと言わざるをえない。該当やむなし、と考えます。2番目の作品。これは今回の3作品の中でも、性器の描写が最もリアルだと思います。脅迫、鞭打ち、拘束といった強制的なシーンもあります。これも該当やむなしと判断します。3作目。他の2作と比較すると一見ソフトタッチかなと思いましたが、しかし擬音などが非常にリアル、さらに男性器の白抜きも形状がわかる描写があります。洗脳した上で関係を迫る場面もあり、これまた該当やむなしと考えます。以上です。

○会長 H委員お願いします。

○H委員 まず1作目ですが、教師と生徒の性行為という内容で、過激な性行為シーンが多く、擬音や体液描写も露骨で性器の修整も甘いということで、指定該当やむなしでお願いします。それから2作目ですが、相手を支配するなど人格否定に近い内容で、こちらも性器の修正が甘くて体液描写も多いということで、指定該当やむなしでお願いします。3作目ですが、洗脳とか服従など反人格的な要素を含む内容で、こちらも性描写が多くて、青少年レベルは越えていると思いますので、指定該当やむなしでお願いします。以上です。

○会長 I委員、お願いします。

○I委員 私は3誌とも指定該当と判断します。以上です。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 まず1番ですが、範囲とかはそうかとも思いますけれども、ちょっと性描写が非常に多く、また描写の仕方というのもちょっと青年の範囲を超えているかなと思いますので、指定該当やむなしだと思います。2つ目に関しましては、これも指定該当やむなしだと思いますが、自主規制団体の聞き取り結果の中でも一部記載があるのですけれども、絵が少々淡泊な分、卑わい感もあまりなくいうところは私もそのとおりにかと思いつつ、しかし描写がやはり越えているので、該当指定基準の施行規則15条の1番イ・ロに当てはまると考えます。3つ目ですが、こちらも前半はどちらかというとストーリーが多くて、後半から性的描写が主になってきておりまして、やはりこれも青年の範囲を超えていると思いますので、指定該当やむなしと考えます。以上です。

○会長 浦島委員お願いします。

○浦島委員 1作目ですけれども、非常に性行為シーンが生々しくて、またその擬音や体液描写も激しい、撮影や配信等もありますので、こちらは該当にしていきたいと思っています。2作目ですけれども、2作目も

相手を支配する性的な主従関係を描いているものですが、反人格的な要素も感じられるため、性描写も多く、こちらも該当をお願いします。

3 作目ですが、性行為の描写が多いということと、またその監禁とか犯罪というところで、非常に女性を支配していくというところの観点からしても、青少年の犯罪への意欲を助長する可能性があると考えて該当というふうにお願いしたいと思います。以上です。

○会長 F 委員、お願いします。

○F 委員 3 誌とも成人が手に取る図書だと考えます。以上です。

○会長 最後に私のほうからも、多くの方がおっしゃったように、1 冊目の白ぬきの甘さ、性交シーンの多さ、2 冊目の描写あるいは支配的な内容、また 3 冊目後半部分、非常に内容的にも描写的にも性行為ということで、やはり青少年に対しては指定該当と思っております。

ということで、今委員の皆様方からご意見をいただいたところです。3 冊とも 1 名の委員の方から非該当というご意見をいただきました。残りの委員の方達からは全て指定ということでご意見をいただきましたので、当審議会といたしましては、1 冊目の「ジュネットコミックス 474 ピアスシリーズ 685『今から推しを脅します』」、2 冊目の「ジュネットコミックス 475 ピアスシリーズ 686『暴君 Sub は GoodBoy と呼ばれたい』」、3 冊目の「Clair TLcomics『やさしい隣人に囚われて～愛執のフルラージュ』」、3 冊とも指定該当ということで答申させていただきたいと思いますが、よろしいでございますでしょうか。

(異論なし)

○会長 それでは事務局のほうにお返しします。連絡事項はございますでしょうか。

○若年支援事業課長 都民の申出は 4 月ございませんでした。また、次回審議会で諮問予定の映画はございません。事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。何かご質問ご意見等ございますか。

それでは以上で調査審議事項は終了となりますので、傍聴人の方が再入室するため、調査審議事項をしまつて、図書については回収をお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 まず本日の審議ですが、8条指定図書3誌について諮問を行い、3誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類として指定することが適当であるという答申となりました。また本日審議会に報告した都民の申出はございません。

8条指定図書の告示予定日は令和8年5月15日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和8年5月14日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内いたします。令和8年6月8日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でございました

(午後4時19分閉会)